

成年後見業務を対象とした損害保険

参考資料4

職業後見人・法人後見人・市民後見人の成年後見業務を対象とした損害保険は、顧客のニーズに合わせたオーダーメイド商品として販売しているケースが多いことから、下表にて代表的な商品を例示

契約例		ケース①（A社提案例）	ケース②（B社契約例）	ケース③（B社契約例）
概要		<職業後見人、法人後見人向け商品の例> 職業後見人・法人後見人向けに販売されている保険商品	<職業後見人向け商品の例> 成年後見業務に従事する専門職向けに販売されている保険商品	<市民後見人向け商品の例> 成年後見業務に従事する市民後見人向けに販売されている保険商品
保険契約者		〇〇〇〇協会（専門職団体）	〇〇〇〇協会（専門職団体）	〇〇〇福祉関係団体
被保険者		事業者、その役職員等	上記団体の会員、会員の使用人	上記団体に登録する市民後見人
補償内容	賠償責任	・被保険者の成年後見業務に起因する、被後見人その他の第三者への賠償責任を補償 ・被後見人による第三者に対する身体の障害および財物の損壊による被保険者の賠償責任を補償	・被保険者の成年後見業務に起因する、被後見人その他の第三者への賠償責任を補償 ・被後見人による第三者に対する身体の障害および財物の損壊による被保険者の賠償責任を補償	・被保険者の成年後見業務に起因する、被後見人その他の第三者への賠償責任を補償 ・被後見人による第三者に対する身体の障害および財物の損壊による被保険者の賠償責任を補償
	その他、顧客のニーズに合わせて選択・追加する主な補償例	【個人情報漏洩】 個人情報漏洩が生じた場合の、法律上の賠償責任、見舞品購入費用、コンサルティング費用、メディア対応費用などを補償 【被害者対応費用】 他人の身体障害・財物損壊が生じた場合の見舞品購入費用、臨時費用等を補償 【事故対応費用】 被保険者が損害賠償請求訴訟を行う場合における文書作成費用、事故再現実験等の原因調査費用などを補償	【情報漏洩】 個人情報・法人情報の漏洩又はそのおそれが生じた場合に被保険者が負担する賠償責任や各種費用を補償 【著作権侵害・名誉棄損】 業務の遂行・業務の結果に起因して、他人の身体障害・財物損壊、人格権侵害、宣伝侵害等によって被保険者が負担する賠償責任や事故対応費用を補償	【傷害】 業務中に被保険者に生じた傷害について補償（死亡・後遺障害、入・通院、手術）
保険金額 (支払限度額＋免責金額)		※原則、以下の範囲で1事故当たりの限度額を選択 ※（ ）内は免責金額 ・他人の身体障害：3,000万円～6億円（0～100万円） ・他人の財物損壊：1,000万円～2億円（0～100万円） ・経済的損失：500万円～3,000万円（1～100万円） ・人格権侵害：1,000万円（なし） ・個人情報漏洩：500万円～3,000万円（なし） ・事故対応費用：1,000万円（なし）	※賠償責任以外は、以下の範囲で限度額を選択 ※免責金額なし ・賠償責任保険：1請求 5,000万円 期間中 1億円 ・情報漏洩：1請求・期間中 1,000万円～5,000万円 ・著作権・名誉棄損：1請求・期間中 100万円～1,000万円	※（ ）内は免責金額 ・賠償責任保険：対人：1名1億円／1請求 2億円（なし）、対物：1請求 1億円（なし）、その他：1請求 1,000万円 期間中 2,000万円（1万円） ・初期対応・訴訟対応費用：1,000万円（なし） ・傷害補償：死亡・後遺障害：600万円、入院日額4,500円、通院日額：3,000円、手術保険金：22,500～45,000円（なし）
保険料		保険金額や補償の組み合わせによって保険料は異なる	【賠償責任】5,210円（年間保険料） 【情報漏洩】4,860円～6,450円（年間保険料） 【著作権・名誉棄損】2,490円～4,440円（年間保険料）	【賠償責任＋初期対応・訴訟対応】5,300円（年間保険料） 【傷害補償】6,990円（年間保険料）
主な免責事例（賠償責任）		・被保険者の故意等による賠償責任 ・被保険者の犯罪行為等による賠償責任（※） ・航空機、船舶、車両等の所有、使用または管理に起因する賠償責任 （※）但し、事業者の役職員による横領であって、事業者が横領に関与せず、かつ事業者が損害賠償責任を負担する場合は特約を付帯することで補償することが可能	・被保険者の故意等による賠償責任 ・被保険者の犯罪行為等による賠償責任 ・航空機、船舶、車両等の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物（受託品等）の損壊・紛失・盗取・詐取についての賠償責任（顧客の希望により補償対象とすることも可能）	・被保険者の故意等による賠償責任 ・被保険者の犯罪行為等による賠償責任 ・航空機、船舶、車両等の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物（受託品等）の損壊・紛失・盗取・詐取についての賠償責任（顧客の希望により補償対象とすることも可能） ・情報の漏洩（被後見人に関する情報の漏洩については補償対象）（顧客の希望により補償対象とすることも可能）
保険金支払事例（賠償責任）		・後見人が被後見人を誤って怪我させてしまい、賠償責任が生じた ・後見人が誤って被後見人宅の家財を損壊し、賠償責任が生じた ・後見人が不適当な福祉サービス業者を選定したため、被後見人の財産が必要以上に減少し、賠償責任が生じた ・被後見人と外出中、目を離した隙に被後見人が路上に駐車してあった車に傷をつけてしまい、所有者への賠償責任が生じた		

（参考1）親族後見については、業務という整理ではないケースが多いと想定され、その場合の第三者に対する損害賠償責任は日常生活における損害賠償を補償する個人賠償責任保険にて補償することが可能。但し、同居の親族間等に生じる賠償責任については、賠償という観念が馴染みにくく、また、モラルリスクの発生の懸念があるため、賠償責任保険では一般的には補償対象外とされている。

（参考2）後見人が、成年後見業務に従事中に被った急激かつ偶然な外来の事故により死亡・後遺障害・入院・通院等が生じた場合は、業務災害総合保険や傷害保険にて補償することが可能。